明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一三四）　一

〔告　示〕
○戸籍が滅失した件（法務二六七）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同二六八）
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三九二）
○令和六年度又は令和七年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（文部科学一二六）
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件（経済産業一二六）
○航路標識に関する件
（海上保安庁四四、四五）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件
（防衛二一五）
○道路に関する件
（近畿地方整備局一四五～一四七）
○道路に関する件
（北海道開発局一〇六～一〇八）

〔国会事項〕
〔人事異動〕
最高裁判所　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
法　務　八
公証人任免（法務省）　八
通　運　九
海事補佐人の登録、登録抹消
（海難審判所）　九
労　働　九
最低賃金の改正決定に関する公示
（兵庫労働局最低賃金公示三・四）　九

〔公　告〕　九
諸事項　九
官庁　九
公示送達、社会保険労務士懲戒処分関係　九
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○厚生労働省令第百三十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二十六日　厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～三十五　（略）	一～三十五　（略）
三十六　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（ペンタ―四―エン―一―イル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
三十七～百十八　（略）	三十六～百十七　（略）
百十九　二―（シクロヘキシルアミノ）―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ブタン―一―オン及びその塩類	（新設）
百二十～二百七十六　（略）	百十八～二百七十四　（略）
二百七十七　一―（三―メチルフェニル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類	（新設）
二百七十八～三百三十一　（略）	二百七十五～三百二十八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。